

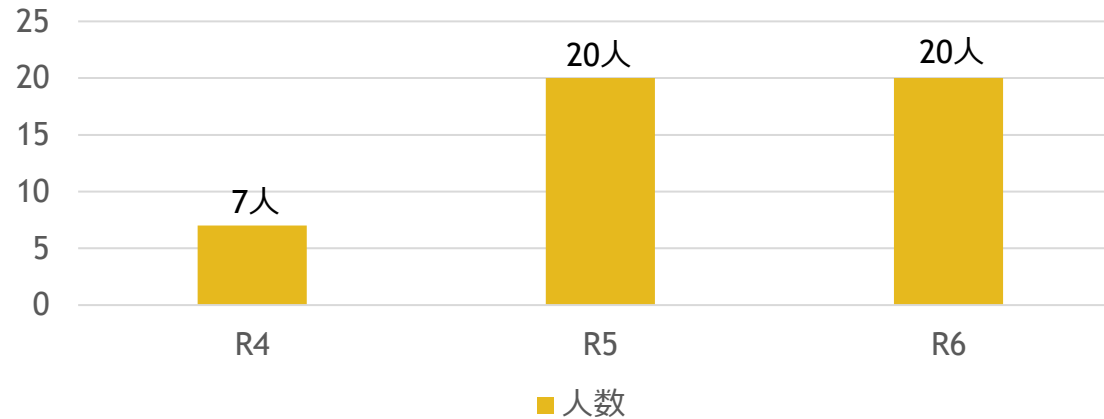
犬山市職員における子どもの 看護休暇取得状況について

取得人数について

犬山市総務課より
(令和7年3月31日時点)

年度	人数
R4	7人
R5	20人
R6	20人
合計	47人

取得人数



取得事由について

犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第15条第11号 ※R7.4.1より改正

R6年度まで

【対象となる子の年齢】

未就学児

【対象となる事由】

子の病気に係る看病

R7年度から

【対象となる子の年齢】

小学校3年生まで

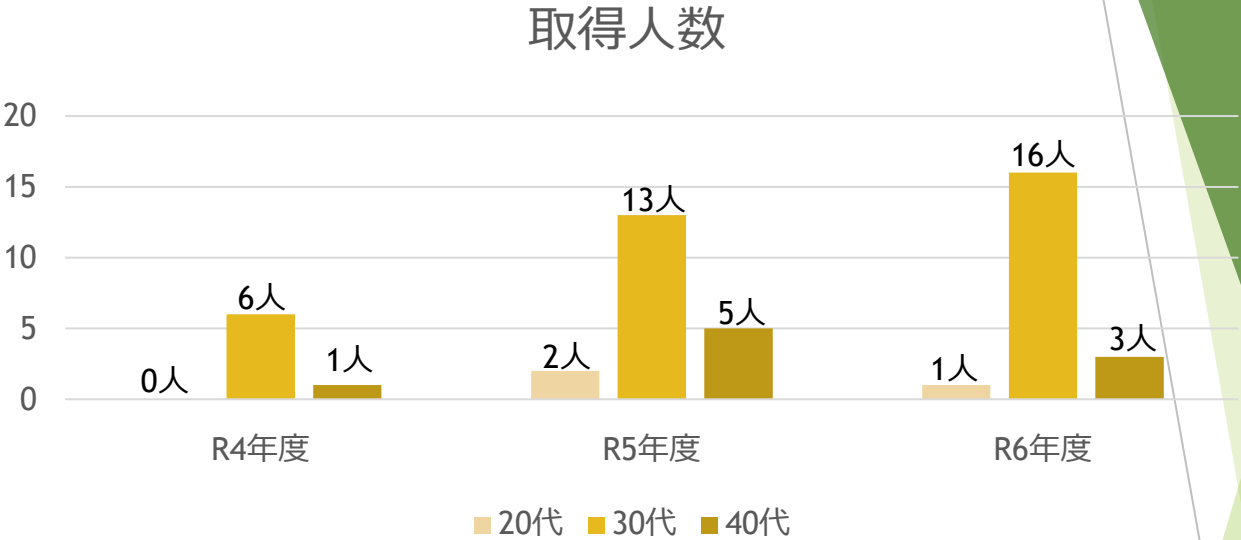
【対象となる事由】

- ・ 子の病気に係る看病
- ・ 子の入園式・入学式・卒園式・卒業式への参列、学級閉鎖に伴う世話

※授業参観等の学校行事への参加は「家族休暇」にて休業取得可能

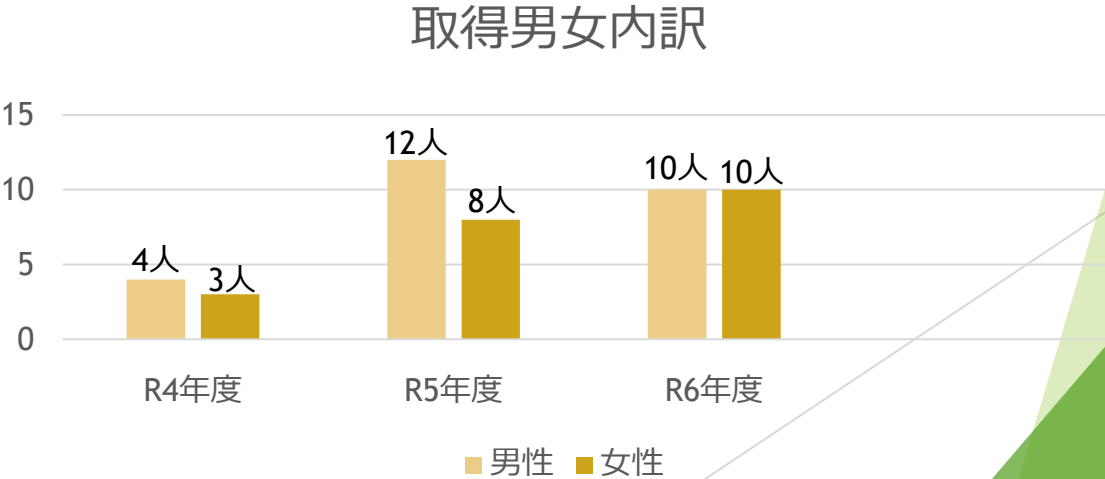
取得人数 犬山市総務課より
(令和7年3月31日時点)

年度	取得人数	年代	人数
R4	7人	20代	0人
		30代	6人
		40代	1人
R5	20人	20代	2人
		30代	13人
		40代	5人
R6	20人	20代	1人
		30代	16人
		40代	3人



取得男女内訳

年度	性別	人数
R4	男性	4人
	女性	3人
R5	男性	12人
	女性	8人
R6	男性	10人
	女性	10人



市が今後、取り組むこと

R7年度より実施

これまで：取得を予定する職員に対し個別にて対応。

新規採用職員予定者研修において「福利厚生」の一部として説明を行っていたのみ。



今 後：職員に対し、研修を実施

研修について

【対象】

40歳の職員 + 希望者

【内容】

- ・介護休暇について
- ・自治体が実施している介護サービスについて
- ・介護と仕事の両立について 等

【開催時期】

現時点では、未定